

# 社会福祉施設などの 消防法令が改正されました

社会福祉施設等の態様の多様化により、自力で避難することが困難な要介護者の入居若しくは宿泊が常態化しているもの、または福祉関係法令に位置づけられないもので社会福祉施設等と同様なサービスを提供する施設があることから、消防法上の位置づけを明確にするため、消防法施行令別表第1における用途区分の改正が行われました。

また、平成25年2月8日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームの火災を受け、消防用設備等の設置基準が見直されました。



## ● 6項口・6項ハ対象物の用途区分（令別表第1）の見直し

平成25年2月8日、長崎県長崎市の認知症高齢者グループホームの火災を受け、令別表第1における（6）項口及びハの区分について細分化されました。

【平成27年4月1日施行】

| （6）項口 | 施設名称                                                                 |
|-------|----------------------------------------------------------------------|
| （1）   | 老人短期入所施設、有料老人ホーム等 ※1<br>※1 介護保険法第7条第1項に定める要介護区分3以上の者の割合が施設全体の定員の半数以上 |
| （2）   | 救護施設                                                                 |
| （3）   | 乳児院                                                                  |
| （4）   | 障害児入所施設                                                              |
| （5）   | 障害者支援施設、障害者の短期入所を行う施設、障害者の共同生活援助を行う施設                                |

| (6) 項ハ | 施設名称                    |
|--------|-------------------------|
| (1)    | 老人デイサービスセンター，老人福祉センター等  |
| (2)    | 更生施設                    |
| (3)    | 助産施設，児童養護施設等            |
| (4)    | 児童発達支援センター，情緒障害児短期治療施設等 |
| (5)    | 身体障害者福祉センター，地域活動支援センター等 |

### ● スプリンクラー設備設置基準の見直し

令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物又はその部分については，従前は延べ面積 **275㎡以上** から設置義務がありましたが，この改正により **延べ面積に関係なく** スプリンクラー設備の設置が必要となりました。

※既存の建物は，平成30年3月31日までの経過措置期間があります。

|              |
|--------------|
| 改正前          |
| 275㎡以上の(6)項口 |



|                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 改正後                                                                                                                                                       |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・(6) 項口 (1)・(3) 全て</li> <li>・(6) 項口 (2)・(4)・(5) のうち，「<b>介助がなければ避難できない者</b>」 <b>※2</b> が概ね8割を超えて入所するもの全て</li> </ul> |

**※2** 「介助がなければ避難できない者」とは，消防法施行規則第12条の3に定める者で，乳児・幼児，特定の認定調査項目のいずれかに該当する者8【(6) 項口 (5) に掲げ

る施設に入所する者にあつては、障害支援区分が4以上の者に限る。】（障害支援区分認定を受けていない者にあつては障害支援区分の認定基準を参考とします。）

### ● 自動火災報知設備設置基準の見直し

自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物に、**300㎡未満**の消防法施行令別表第1 **（6）項ハ ※3** に掲げる防火対象物が追加されました。

**※3** （6）項ハについては利用者を入居又は宿泊させるものに限る。

※既存の建物は、平成30年3月31日までの経過措置期間があります。

| 改正前          |
|--------------|
| 300㎡以上の（6）項ハ |

↓

| 改正後                                                          |
|--------------------------------------------------------------|
| ・（6）項ハ（老人デイサービス、保育所、通所障害者福祉施設等）のうち利用者を <b>入居又は宿泊させるもの</b> 全て |

### ● 消防機関へ通報する火災報知設備に関する設置基準の見直し

消防法施行令別表第1（6）項ロに掲げる防火対象物に設ける消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の作動と連動して起動することが義務付けられました。

また、消防法施行令別表第1（6）項ロに供する部分がある建物は、当該用途以外の部分も含め建物全体の火災信号と連動起動することが必要となりましたので、すでに連動起動としている施設にあつても改修が必要となる場合があります。

※既存の建物は、平成30年3月31日までの経過措置期間があります。

